

## 第3章 第4次プランの基本的な考え方

### 1 計画の基本的な視点及び取り組むべき事項

#### (1) 男女共同参画の推進に向けた意識改革

男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものですが、男女共同参画社会が実現されるまでには至っていません。その原因の一つとして、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が挙げられます。男女とも意識を改革し、女性が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画し共同で責任を担うことで、社会的な男女の格差（ジェンダーギャップ）を解消し、女性のみならず、男性の暮らし方や生き方の選択肢も広がり、より豊かで活気あふれたものとなります。

男女共同参画社会の実現のためには、性差による違いを画一的にとらえるのではなく、人は皆平等であり、個人として尊重されなければならないという基本的な理念を深く理解することが最も重要です。

#### (2) 性に関するあらゆる暴力の根絶と様々な困難を抱える女性への支援

誰もが安全に安心して暮らすことのできる社会であってこそ、人は能力を発揮することができます。性犯罪・性暴力、DV、セクシュアルハラスメントや売買春などの性の商品化は、人としての尊厳を著しく踏みにじる行為であり、重大な人権侵害です。暴力によって心身に大きな苦しみを受けるだけではなく、長年にわたって深い傷跡を残すことがあり、その根絶は喫緊の課題です。

また、女性は男性よりも経済的に不安定な立場に置かれることが多いため、生活上の困難に陥りやすい傾向があります。そのため、経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」問題が顕在化しており、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっています。

このような個々に抱える課題に対して、関係機関が連携して切れ目のない支援を行うことが重要です。

#### (3) 男女が共に防災・復興対策活動に参画する機会の確保

本市では、少子高齢化の進行や人口減少により、政治・経済活動や地域活動の担い手不足が懸念されています。また、感染症の発生や頻発する自然災害にも迅速に対応していく必要があります。そのため、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要があります。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性参画をすすめ、多様な視点が確保されることで、迅速かつきめ細やかに対応することができ、全ての人が安心して暮らすことのできる持続可能な社会づくりにつながります。

## 2 プランの基本的な考え方と方向性

大田原市男女共同参画を推進する条例第3条に定める6つの基本理念を基に、本プランの基本理念を定め推進します。

### 【 基本理念 】

<p><b>1 男女の個人としての尊厳</b></p> <p>男女が、個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保できるようにします。</p>	<p><b>2 固定的な役割分担や慣行にとられない活動の自由な選択</b></p> <p>男女が、社会における活動を、自由に選択できるようにします。</p>
<p><b>3 方針の立案及び決定への参画機会の確保</b></p> <p>男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保できるようにします。</p>	<p><b>4 家庭生活における活動と他の活動の両立</b></p> <p>家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育てや介護等、家族の一員としての役割を果たし、家庭以外の活動にも対等に参画し、両立できるようにします。</p>
<p><b>5 男女の生涯にわたる健康の確保</b></p> <p>男女が、生涯を通じて心身共に健やかに過ごせるよう、健康意識の向上や健康づくりの啓発や健康保持・増進に努めます。</p>	<p><b>6 国際社会の動向を踏まえた取組</b></p> <p>男女共同参画の推進は、国際社会における取組を十分理解し、協調して行います。</p>



### 【 将来像 】

一人ひとりが輝く 協働互敬<sup>1</sup>のまち

本市では、性別にかかわらず、一人ひとりが互いを認め合い、それぞれを尊重しながら個性と能力を十分に発揮することができる協働互敬のまちを目指しています。

本市の総合計画との整合性を図るため、「将来像」は第4次プランに引き継ぎます。

#### 協働互敬<sup>1</sup>

共に働き、互いを敬うことで、共に等しく恵みを分かち合うこと。

### 3 施策の展開

市の「将来像」を具現化するため、市民、市民団体、事業者、関係機関及び行政との連携・協働により、取り組むべき3つの基本目標を次のように定めます。

#### 基本目標Ⅰ それぞれの個性を認め合える社会づくり

家庭や地域など、あらゆる場面において、だれもが自分らしく生活することができるよう、固定的な性別役割分担意識や性別に関する偏見の解消に努めるほか、男女共同参画についての理解を深めるべく啓発活動、男女共同参画に関するジェンダー教育や学習機会を提供します。

また、配偶者等からの暴力の根絶に向け、DV・デートDV防止等に関する啓発の推進や相談体制の充実を図ります。

#### 基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり

だれもが自らの選択においてその能力を十分に発揮し、責任を分かち合うことができるよう、意識改革や人材育成など、女性自身のエンパワーメントを図ると共に、ポジティブ・アクション<sup>1</sup>の実行等、だれもが職場や地域に参画できる基盤づくりに取り組みます。

また、本市の政策・方針決定の場に多様な視点や意見を反映することができるよう、審議会・委員会等委員へ女性の参画を促進します。

#### 基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり

だれもが生涯にわたって心豊かな生活をおくることができるよう、ワーク・ライフ・バランス<sup>2</sup>の推進や、子育て・介護支援体制の充実に取り組みます。

また、互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きることは、男女共同参画社会の形成の前提となることから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>3</sup>に関する意識の浸透や、ライフステージに応じた健康の保持増進に取り組みます。

更に、高齢者や障害のある人、ひとり親家庭等、様々な困難を抱える人がそれぞれの能力を発揮し、安心して暮らすことができる環境を整備します。

#### ポジティブ・アクション<sup>1</sup>

「積極的改善措置」と訳され、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている集団（女性や人種的な少数弱者等）に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置。固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯等から、能力発揮や参画の機会等の待遇において男女間で格差が生じている場合に、それを改善するために個々の事業者が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

#### ワーク・ライフ・バランス<sup>2</sup>

「仕事と生活の調和」と訳され、働くすべての人々が仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のことをいい、プライベートでの様々な経験やあらたな人脈を仕事に活かすなどの相乗効果が期待され、生き活きと働く社員が増えるため企業経営としてもメリットがある。

#### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>3</sup>

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが安全に生まれ育つことなどが含まれており、また思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

## 4 施策の体系

